

平成25年4月19日
農村振興課技術管理班

東日本大震災の復旧・復興事業実施期における
積算基準及び設計単価の適用年期日について

積算基準及び設計単価の適用年期日については、公告日又は指名通知日とすることとされていますが、当面の間、積算基準及び設計単価の適用年期日を下記のとおりとしました。

なお、平成24年8月20日から施行されている「工事請負契約締結後における単価適用年月日変更の運用について」も適用されています。

記

1 対象工事

(1) 宮城県農林水産部及び土木部が所管する建設工事。

(2) 平成25年5月7日から平成26年3月31日までに公告または指名通知を行う工事。

2 積算基準及び設計単価の適用年期日

公告日又は指名通知日の前月の積算基準及び設計単価とする。

3 その他

本通知を対象とした工事であることを、入札参加者へ周知のため、現場説明書の追加資料として別紙を設計図書に添付することとする。

現場説明書（追加資料）

設計単価の適用について

入札の際に使用する積算基準及び設計単価は公告日の前月の基準及び単価としております。